

荻原雲來訳註

「和訳 称友俱舍論疏一」(界品) の改訂試訳

舟 橋 一 哉

荻原先生が梵文称友造俱舍論疏の和訳の第一巻を刊行されたのは、昭和八年六月であった。実に四十年以前のことにして属する。当時にあっては、前人未踏の新らしい学問分野を開拓せられたという意味において、その業績は極めて高く評価せられたものであった。しかし今日から見るならば、そこに幾らかの望蜀の思いがないでもない。とくにチベット訳を充分活用しておられないこと、俱舍論本論のチベット訳は殆ど見ておられないことは致命的でさえある。それでわたくしの読み方と比較してみて、異っている箇所だけを、それもすべてを網羅するわけではなく、気のついたところだけを、断片的に記すことにする。諸賢の御叱正を乞い願う次第である。

荻原訳

p. 14 l. 13~14 阿毘達磨俱舍
と云ふ此の説明は後に説かる、是は
此にて置くべし、

改訂試訳

阿毘達磨俱舍をという此 [の語]
の語原的解釈は、[これより俱舍論
において] 説かる [るが故に]、此
[の語について] はこれのみにて止
めん。

「此の説明は後に説かる」といつても、この称友疏において後に説かれるという意味ではなくて、俱舍論においてすぐ次に「阿毘達磨俱舍」という語の語原的解釈をしている、それを指すのであろう。

p. 15 l. 12~13 及び其を得るがための諸の

とは、「慧と及び隨伴者とがこれ阿
毘達磨なり」と云ふ意味が又、此處
に加へらる。

及びそれを得るがためのあらゆる
[慧]と

とは、「[あらゆる] 慧と隨行とがか
の阿毘達磨なり」というように、此
處でも〔文章が〕かかるなり。

2 (舟橋)

俱舍論では「あらゆる〔慧〕と」(yā 'pi ca) とだけ言って、文章が切れている。それでその後へ “prajñā sānucarā so 'bhidharmaḥ” という文章を補って読め、これで初めて文章が完結する、という意味である。そういうことを言うときに、称友疏ではいつも “iti adhikṛtaṁ” という語を用いる。だからこれは「どのように〔文章が〕続くのである、かかるのである、関係するのである」という意味であろう。これをまた “iti vartate” というように表現することもある。

p. 15 1.16 生るることを得るより
生ずるが生得なり、「生るることを
得たるもの」と云ふ義なり。

生るるによりて得することより生
じたる〔慧〕が生得〔慧〕なり、此
〔の慧〕には、生るるによりて得す
ることあるが故なり。

「生得」の「得」は、「生」を「得」することを意味するのか、それとも「生」によって、今の場合ならば慧を「得」することを意味するのであるか、という問題である。わたくしは後者の意味に理解したが、荻原先生の訳は前者の意味にとってある。チベット訳が「生得」の原語 “upapatti-pratilambhika” を “skyes-nas thob-pa” (生れて得する) と訳しているところからすると、わたくしの訳の方が良さそうにも見えるが、わたくしが「生るるによりて得することより生じたる〔慧〕」と訳した “upapatti-pratilambha-jā” を “skye-ba thob-pa las skyes-pa” と訳しているところからすると、荻原先生の訳の方が正しいようでもある。

p. 17 1.16 自性を分析しての説明よ
り

自性と種類と語原的解釈とよりして

チベット訳がこのように相違釈に読んでいるので、それに従った。

p. 25 1.5 此等無漏のみは異門な
く、有漏は前説の如く〔異門なき〕
に非ずとて、再言せるなり。

此等〔道諦と三無為〕は絶対に無
漏のみにして、已説の如き有漏でも
無漏でもなきものではないが故に、
再言せるなり。

チベット訳によれば、上掲の如く訳すべきであり、ことに「有漏でも無漏でもなきものではないが故に」 “zag-pa daṇ̄ bcas-pa yaṇ̄ ma yin zag-pa med-pa yaṇ̄ ma yin-pa ni ma yin-pas” というように訳しているところからみると、梵文は “na s'āsravā” だけではなかったようである。そしてここで言っていることの意味は次のような。さきに「道を除きて〔余の〕有為が有漏なり」と言ったから、再び「無漏は道諦と及び三種の無為も亦なり」ということを言う必要はないようと思われるが、それを再言した理由を述べているのである。

p. 28 1.1 若し詠滅は

若し〔簡〕詠は

梵文には “pratisaṁkhyā” [簡択は] とあるのみであるが、チベット訳には “so-sor-brtags-pas ḥgog-pa” [択滅は] とある。しかしここは梵文のままの方が良いように思われる。

p. 28 1.7 所有ゆる繫事がとは

繫事の量に隨いてとは

“yāvanti hi saṁyoga-dravyāṇi tāvanti visam̄yoga-dravyāṇi” (繫事の量に隨いてそれだけの離繫あり) の前半を引用しているのであるから、上掲のように訳すべきである。

p. 29 1.14 択遮

択滅

どういう理由で「択遮」という新語を用いたのか不明。「択滅」でよいと思う。

p. 30 1.3 ; 4 彼を縁とする

彼を所縁とする

「彼を縁とする」というと、「彼に縁る (tat-pratyaya)」という意味にとられやすい。ここは “tad-ālambana” の訳であるから、「彼を所縁とする」または「彼を縁づける」と訳すべきである。

p. 31 1.3 過去と現在との生法の
有漏なり

過去と現在と生法との有漏なり

ここに「生法」(utpatti-dharma) とは、「已に生じた法」という意味ではなくて、「未來において生ずべき法」という意味である。そして過去と現在とが〔厳密に言えば過去せるものと現在せるものとが〕「已に生じたるもの」であることは言うまでもない。だからここは三語を相違釈に読まなくてはならぬ。チベット訳もそのように読んでいる。

p. 33 1.20 無為の説明にて隔てら
れたるが故なり，

無為の説明にて隔てられたるが故
に，

チベット訳による。

p. 38 1.1 彼の力に由て余の所縁
と趣とは転ずるが故なり。

彼の力に由って余の所縁と趣とに
おいて転ずるが故なり。

チベット訳による。

p. 38 1.2～3 諸取の起原或は因が
蘊にして取蘊なり，花果樹の如し，
譬へば，花或は果の起原或は因が樹
にして，花樹或は果樹なるが如く，
其の如し。阿羅漢の蘊も亦た他相続
の蘊に従属す。

或は諸取を生ずる因なる蘊が取蘊
なり。花果樹の如し。譬へば，或は
花もしくは果を生ずる因なる樹が花
樹もしくは果樹といわれるが如く，
その如し。阿羅漢の蘊も亦他相続の
取に従属す。

「他相続の蘊」は誤り。「取」(upādāna) でなくてはならぬ。初めのところの “sa-

4 (舟橋)

mbhavā hetavo vā”を、チベット訳は“*kun-tu-hbyuṇ-bahi rgyu-hi*”と訳しているので、それに従った。

p. 39 1.1 有為苦に由て

行苦の性によりて

苦苦、壞苦、行苦を三苦と称するが、その中の行苦のことであるから、「行苦」と訳するのがよい。

p. 39 1.5 三十四頁四行。

三十五頁一行。

p. 42 1.17 「身業の自性なり」

「身表を自性とするものなり」

“*kāya-vijñapti-svabhāva*”の訳である。

p. 43 1.6 如何にして復た一事が
二に知らるるか

復た如何にして一の実事が両様に
存在するか

“*vidyate*”には「知られる」の意味と、「存在する」の意味とがあるが、チベット訳“*yod*”に従って「存在する」と訳した。どちらでも意味は同じことである。

p. 45 1.4~5 等香とは彼の二[香]
の一分に過ぎずと、意義は同じ、唯
だ声が差別するのみ

等香とは同じそれら二〔種の香〕
の一分なれば、ものがらとしてはそ
れと全く同じものにして、ただ語の
みが差別せり。

“*iti*”をチベット訳は理由の意味に解して、“*phyogs gcig yin-pas*”と訳しているの
で、これに従った。次に“*artha*”は「意義」とも訳されるが、対象としてのものがらを
指すこともあるので、そのように理解した。チベット訳は“*don*”。

p. 45 1.6 冷は煖を欲するなり

冷は煖欲を造るものなり

p. 46 1.3 堅性等

渋性等

“*karkaśatva*”は渋性であって、堅(*khara*)性ではない。

p. 48 1.12 「此の心者の」が「(此の
余の心者の)」なり、此の余の心者
等のとは、無心者等のにして、無想
と滅尽等の定に………

そのような、それより以外の心を
有する者も亦〔そこに含めて、それ
らの者〕の、なり。無心者も亦とは
無想〔定〕と滅尽定とに………

「滅尽等の定」の「等」は不要。なお p. 48 1.10 に「不亂心者(*a-vikṣipta-citta*)の余
の心者のと云ふ義なり」とあるところが、チベット訳では「無表心者(*a-vijñapti-citta*)
………」となっているが、このチベット訳はおそらく誤りであろう。

p. 49 1.4 生等の因と作るが故な
りとは、

生等の因の体なるが故なり (-hetu-
bhāvāt) とは、

チベット訳は “rgyu-hi no-bo yin-pahi phyir-ro” である。

p. 49 1.7 黄の壁の如し

画の壁の如し

p. 49 1.8~9 将た疎所依の大種
か，親所依の大種なりとて曰く，
「彼の名を造ることを知らしむるが
為なり」と，

将た疎所依の大種か〔となれば，
答えて〕曰く親所依の大種なりと。
その名の立てられたることを知らし
めんが為なりとは，

チベット訳の読み方に従って、文章の続き具合いを訂正した。

p. 49 1.10 色と業とを自性として
もとは二個のものを簡別す。何なる
義か。

「色と業とを自性とせるもの〔で
ありながら〕も」と言いて、二つの
簡別〔の語が説かれたる〕は、何故
か〔というならば，〕

p. 49 1.17 不善は不律儀所攝と

不善は不律儀所攝と

p. 50 1.1 無漏律儀を自性とする
と、所造色を自性とするとなり、心
心所等を………

無漏律儀を自性とす。〔これらは
ともに〕所造色を自性とするものに
して、心心所等を………

p. 50 1.5~6 不足と、論に背く，
欠損あり、然らざるものも然りとす
べし、等の声は余分の言なり、又た
此の中所別は差別せられず。

この中には欠減と、論に背くと，
失敗と、然らざるものも然りとなす
過失に墮すると，

「亦も〔そこに含めて〕」といふ
言は余分の語なると、及び簡別せら
るべきものが簡別せられてなきとあ
り，

全体が偽形をとらなくてはならぬ。梵文の刊行書もそのようになっている。また「然り
とすべし」というと、「そのようにしなくてはならない」というような意味に受けとられ
る心配がある。

p. 50 1.14 又た是と他の無対色と
簡別せらるべきものが簡別せられて
あらず。

更にまた「無対の色なり」と言い
て、簡別せらるべきに、そのことが
簡別せられてあらず。

p. 50 1.16 相続は無表を説くが故

無表は相続なりと説示せられてあ

6 (舟橋)

に

p. 51 1. 1~2 池より出る水の最初の水と同類〔の水〕に相続という名あればなり，

「最初の水」にも「相続」という称呼があるのであって、それ以後の水のみに「相続」という称呼があるのでない、という意味であるから、その積りで訳さなくてはならぬ。

p. 51 1. 5~6 所以は、定所発の無表はたとい乱心無心の相続に隨流せずして、ただ不亂と有心との相続にのみ隨流するとも，

チベット訳によると、梵文の“yadi api”は“nānubadhnātī”までかかるものとして読まなくてはならぬ。

p. 52 1. 1 彼等に対して、隨流するものの外のもののみを示して

p. 54 1. 5 第四

p. 54 1. 10 地界

p. 57 1. 9~10 極微の色が一の別物たること 決して無し

p. 57 1. 13 聚集して住する色は必ず変礙すとなり，

初めのところは註釈の文章ではなくて、俱含論の文章である。また“arthād”が脱落している。

p. 57 1. 13~14 又た對礙す。

るが故に

池より流れ出でつつある〔多くの〕水の中で、最初の水の部分を初めとして、相続という称呼あるが故に，

何となれば、たとい彼〔の三昧に入っているときの無表〕は、乱心者と無心者の相続には隨流せずということなりとするも、しかし不亂〔心〕者と有心〔者〕の相続にはまさしく隨流するし，

隨流するものなることによって、それら〔表及び心・心所の品聚〕と區別せらるべきなり。まさしくそのような意味を示さんとして

第三

地等

一の極微なる色が単独にて存在すること は全くなし

聚集して住する彼〔の極微なる色〕 は全く色性〔すなわち變礙の性〕を有すとは、意味の上からするならば，

また對礙あり、〔という〕このこ

とが認許せられてあることになる。

前項の「意味の上からするならば」を受けて、「このことが認許せられてあることになる」と言ったのであって、文章の上には表われていないが、裏にかくされている意味の上では、そのように理解される、というのである。前項の“arthāt”につづいて、“etad abhīṣṭām bhavati”も脱落している。

p. 58 1.4 変形せざるが故なりとは、

na が脱落している。

p. 61 1.4 三種の領納あり

梵文刊行本のように、偈形ではない。

p. 62 1.9 余の欲等の心所属の

然らず、変異なきが故なりとは、

p. 62 1.14 虚空と非択との二滅は

欲等なる他の諸の心所と

p. 62 1.15 許さるるか、

虚空と非択滅とは

許さるるに非ずや、

「豈に又」と言ったのに応じて、「許さるるに非ずや」と、文章を結んだのである。「許さるるか」では“nanu”的“na”を訳していないことになる。

p. 62 1.16 虚空と非択との二滅は

それら二〔無為〕は

p. 63 1.2~3 虚空と非択との滅は

虚空と非択滅とは苦と結合せるに

苦と閑聯ありとて

非ざれば

“na”が脱落している。また虚空と非択滅とを合して二滅と称することはないし、虚空は滅ではない。二滅といえば、択滅と非択滅である。

p. 64 1.8 六のとは取り出す意味
に用ひられたる第六転なり、彼〔六〕
そのものの間には全く何ものもあら
ぬ、と云ふ義なり、

六のとは、限定するための第六転
〔所有格〕なり。それら同じ六の中
に含まるるものにして、他のものに
は非ず、という意味なり。

“teṣām eva madhye nānyad ity arthaḥ”は、「限定するため(nirdhāraṇe)」と言った、そのことを説明したのであって、「無間」の説明ではない。「無間」の説明はその次に、「無間の語は、余識の間をすることを除くがためなり」と言っているからである。チベット訳がそのように読んでいるようである。“drug-po-dag-gi nañ-nas yin gyi gṣan ni ma yin no śes-byā-bahi tha-tshig go”。

p. 64 1.10~11 久しき以前に過去

無心の分位においては、たとい久

8 (舟橋)

して永く隔たれたる位に於ける定に入れる心と雖も出定心の所依となる，

しき以前に [入定心は] 已に過去せるも，〔その〕 入定心が出 [定] 心の所依となる。

p. 64 1.12 有所余

有所依

p. 64 1.15 受等の無間に過去せる
もの。

無間に過去せる受等

「受等」と「無間」とを結びつけて読んではいけない。「受等の、無間に過去せるもの」とすれば、それでもよい。

p. 65 1.6~7 即ち意界が同じ六識界なりと更に相摂するときに，若し六識界の場合ならば，

また同じ意界なるものが即ち六識界なれば，一方の中に他方を摂するときは，もし〔これは〕 六識界なりと認めらるるならば，

「更に」は「さらに」と読んではいけない。「たがいに」と読むべきである。「なりと」は iti の訳であるが，チベット訳に従って理由を表わすものと見るべきである。最後のところの梵文は “yadi ṣad-vijñāna-dhātavo gr̥hyeran” で，チベット訳では “gal-te rnam-par-śes-paḥi khams drug yin-par bzuñ-na-ni” と訳されている。

p. 66 1.12~13 以上。

以上，此のことがここに尋思せらる。

然らば此の事が尋思せらる。
梵文は “……iti. tad idam vicāryate.” であって，チベット訳ではこれを “śes-bya-
ba ḥdi dpyad-par bya-ste.” と訳している。

p. 66 1.14~15 上座は曰く，「法界は一切法を自性とす，十八界を自性とすと云ふ義なり」〔と〕。

上座は曰く，「法界は一切法を自性とす」〔と〕。十八界を自性とす，という意味なり。

チベット訳の訳し方に従った。

p. 67 1.5 又た色等の五の五識身の境が説かれたるが故に，彼等が意識の境性たる法界中にも入れられたりと説かざるなり。

而して色等の五は五識身の所縁なりと説かれたるが故に，それら〔色等の五〕は意識の所縁なれども，法界の中えは加えられざるなり」と〔毘婆沙の諸師は〕 説明するなり。

p. 67 1.11 一切を摂すること

偈であるから、改行せよ。梵文刊行本でも偈としていない。

p.68 1.16. 別の身無きがゆゑに

別の所用なきが故に

p. 69 1.2 端嚴ならざるに非ずや，

端嚴ならざるに非ずや [というな

余の種類………

らば、答えて曰く] 余の種類………

p. 69 1.4 醜陋なりと。是は難に
非ず，

醜陋なり。さればこれは難に非ず

梵文の iti をチベット訳は理由の意味にとっている。

p. 69 1.13 其を憚求すると、及び
明瞭に了知するを憚求するとの業に
由て，

其〔の端嚴〕を希求することを先
きとする、及び明瞭に了得するを
希求することを先きとする業に由り
て，

p. 70 1.13 非有情名となり。……
内の眼等の五にして，

非有情数の〔色〕となり。………

p. 70 1.15 所余の外は色等の五境
にして自と他との相続に墮す、及び
非情名と

内なる〔色〕は眼等の五にして，
外なる〔色〕はそれ以外の〔色〕
にして、自と他との相続に墮せる色
等の五境と、非有情数の〔色〕と，

p. 70 1.17 蟲………蟲

蟲………蟲

p. 71 1.1 即ち有対にして麤なる
ものが細なれども無対なるものは即
ち細なり。

同じ有対なる〔色〕が粗にてもあ
り細にてもあることになるが、しか
し無対なる〔色〕は細のみなり。

p. 71 1.2 而して即ち彼の塵なる
ものが蟲に待すれば細なりと定めら
る、麤と細との性は此岸彼岸の如
し，

またその同じ粗なる〔蟻〕が蟲に
観待すれば細なれば、粗・細という
ことは、彼岸と此岸との如くに安立
せられてあらず。

梵文 “avyavasthitam” の “a” なる否定詞が訳されていない。

p. 71 1.8 善人の捨つべきもの

善なる人びとによって捨てられた
るもの

p. 71 1.13～14 自ら麤性なるなり，
意に依は細なり，

自らに属する粗性はなし。細なるも
のは意に属するものなり。

p. 71 l. 16 大徳とは

大徳とは

p. 72 l. 12 彼等の受等の，

それら受等は

p. 72 l. 16 或は心等の相似相続の
相ある相続の中に於てなり，

或は相続において [と] は， 心等
の継続の相ある中において， なり。

梵文に “iti” [とは] の語はないが， チベット訳は “rgyud ni sems dañ sems-las-byun-ba-rnams-kyi rgyun-gyi mtshan-nid-do” [相続は諸の心・心所の継続の相あるものなり] と訳している。

p. 72 l. 17 何か生本と云ふ語に係
る。

何か。「生本」というに係れるな
り。

p. 73 l. 9 再ら經を越たり， 越經
なり，

二つなり。經を越えて行けるが越
經なり。

この項と次の項とは， チベット訳によって文章を切って読んだ。梵文刊行本もそうなっ
ている。

p. 73 l. 9 一一云云， 云何とて，

一一の云云とは， 如何にしてなる
か， というならば，

p. 73 l. 10 色蘊なりとは，

色蘊なりと。

p. 73 l. 13 違ふが故なり，

違うが故に，

p. 74 l. 2 積集せる所依を境とす
ればなりと。

積集せるものを所依とし所縁とす
るが故なり。

チベット訳は bsags-pa-la brten-pa-dañ dmigs-pa yin-pahi-phyir-ro. である。

p. 74 l. 9~10 若し多のものに生
門の性ありとするならば 積集して
[方めて] 処の性ありて， 実物に処
の性無かるべし，

もし，多くのもの [が集るところ]
に生長門の性質あるが故に， 「積集
の処」ということとなりて， 「実物
の処」ということにはならざるべし
[という] ならば，

「[という] ならば」に相当する梵語はないが， チベット訳が「もし」(yadi) をそこま
でかけて読んでいるので， このように理解した。

p. 74 l. 17 同じものの処の隨一と
色蘊との分なり，

同じこれら [十の有色] 処の隨一
の [一部分にてもあり] また色蘊の
一部分にてもある。

p. 76 1.11 三の種類が三種なり。

p. 78 1.2 此二の諍根の固執の最勝因なりとは、最勝受と想とは次の如くの語よりして、

p. 78 1.5 我想

p. 78 1.11 瘫なるに隨て [色が] 第一に説かれたり、

梵文は “yathaudārikāṁ tat pūrvam uktāṁ” であるが、チベット訳から見ても、またこのすぐ後に出で来る梵文の本論から見ても、 “yad audārikataram tat pūrvam uktāṁ” でなくてはならないと見て、以上のように訳した。

p. 79 1.7 諸の無為は処の集めらるること無きがゆゑに

「場所に隣接すること」と訳した梵語は “deśasāmnikarsa” であって、チベット訳は “yul daññe-ba” と訳している。

p. 79 1.11～13 處と界との中に於ても彼等に此の失ありとは、彼等瓶破れば瓶に非ざるが如く、界息めば界に非ず、処息めば処に非ずとは是の如き説を為すものに、〔是の失あり即ち〕法の界と処とに於ても亦た無為は建立せられざるべし、又た界と処とは能く一切の法を攝するものなりと云ふ此の事も不合理なり。

最後のところの梵文は “abhipreta iti ayuktam etat” であって、この “iti” を理由を表わすものと見て訳したが、チベット訳では “bsdus-par ḥdod-do šes kyañ bṣad-do” 〔撮せらると意趣せられたり、というようにも亦説かれたり〕となっていて、おそらく “ayuktāṁ” が “apyuktāṁ” となつていたのであろう。しかしここは梵文の方が良いと

三の品類が三種なりとは、

それら二の諍根 [すなわち二の] 貪著の、最勝の因は次第の如く受と想となりとは、「最勝」と説かれているが故に、

我等の想

より粗なるものは〔より細なるものより〕前に説かれたるなり、

諸の無為は場所に隣接することなきが故に

彼等にとりては界と処とにおいても亦〔然るべしとの〕この過失あるべしとは、以上のように説くところの彼等にとりては、瓶の滅壞は瓶に非ざる如く、同様に界の滅壞は界に非ず、処の滅壞は処に非ざれば、法界と〔法〕処とにおいても無為が安立せられてなきこととなるべし。しかも界と処との中には一切法が摂せらる、と意趣せられてあるが故に、此〔の説〕は理に応ぜず。

思われる。

p. 80 1.8 行の壞苦性

苦苦と行苦と壞苦とを三苦と称するが、その中の行苦と壞苦とを出したのである。

p. 81 1.1~2 以上是の如く、……

次第を説く。

p. 81 1.7 朱に

p. 82 1.6; 1.9 食物の類

p. 84 1.11 一一に蘊等の言あり

p. 85 1.1~2 或〔有情〕は貪を現じて〔是を伏するに〕瞋が伏さるべく、或〔有情〕は瞋を現じて〔是を伏するに〕貪が伏さるべし、等の此等を

p. 87 1.3 此に由て、

梵語 “anena” の訳であるが、これは後の “udgr̥hitam” にかかるのであって、「此の者によって……定の相が……よく執持せられてあり」というようにかかるのである。

p. 89 註3において、この「此」を「法」を指すものと見たのは、おそらく誤りであろう。「法」は複数で示されているのに、いまは単数である。

p. 87 1.5 縫脹

p. 87 1.7 解脱の入門なる慧の差別と、

p. 87 1.9 併ら意を法との処は慧と助伴として

チベット訳に従って訳したが、法処の中には慧も含まれているから、「慧と助伴と」というように相違釈に読むべきであるかも知れない。しかし、慧が法処の所摂であることは前にすでに説かれているから、いまは慧を除いてこのように言うたのであろう。

p. 87 1.13 非想非々想処に隨ふは意と法との処にて摂せらると頗す、

行〔苦〕と壞〔苦〕との性

苦苦と行苦と壞苦とを三苦と称するが、その中の行苦と壞苦とを出したのである。

以上かくの如くして……蘊の次

第が……説かれてあることになる。

前に

食物の部分

蘊等の論説が一ごとに〔法蘊〕なり

或る諸〔の有情〕は瞋を制伏して貪を仮現せる者なり、或る諸〔の有情〕は貪を制伏して瞋を仮現せる者なり、と。それらを

此の者は、

縫脹

解脱の生門は或る特殊なる慧にして、

これに反して意と法との〔二〕処は慧の助伴となれるものにして、

「非想非々想処に属する諸〔天〕

は、意と法との〔二〕処によりて

〔その次に〕「摂せられてあり」と

いうように〔文章が〕関係せるなり。

俱舍論の文章では、「攝せられてあり」(saṅgr̥hitā) という語が省略されているので、それを補って読みという意味である。

p. 87 1.16	〔如実に〕十八界を	〔如実に十八界を〕
p. 88 1.13	耳舌	鼻舌
p. 89 1.4		増支部三・二一参照。(追加)
p. 89 1.12	地等の業	持等の業
p. 91 1.10	或は他人の説に由て生じ たる眼識を見と名く,	或は他の人の説によれば眼識に生 じてあるものが「見」なり。

眼識が「見」だというのではない。眼識は複数で、見(nidarśanaṁ)は単数である。現に見つつある諸眼識に何ものかが生じてある、その何ものかを「見」と称する、というのである。だからここにいう「見」は「見るはたらきの成果」である。そのような「見るはたらきの成果」を有しているものが有見(sa-nidarśana)であって、従って色界すなわち色境だけが有見だということになるのである。初めのところの梵文は“vacanena parasya”であって、チベット訳はこれを“tshigs-gyis gṣan-gyi”〔説によりて他人の〕と訳して、「他人の」を次の「眼識」にかけて読んでいる。この場合チベット訳では「眼識」は単数で示されており、また「眼識が生ずるのが」(mig-gi rnam-par-śes-pa skyed-pa ni) というように訳している。梵文でも“vijñānāṁ”でなくて、“vijñānaṁ”とする写本もあるから、チベット訳ではこの梵文は“parasya cakṣur-vijñānaṁ utpannaṁ”とあったのであろう。それにしても、説によりて〔言葉によりて〕他人の眼識が生ずるということは、いったいどういう意味であるか。それでわたくしは“parasya”を“vacanena”にかけて、「他の人の説によれば」と読んでみた。

p. 101 1.5	尋と為す	伺と為す,
p. 101 1.7	自性即ち分別なり,	自性のみによる分別なり
p. 101 1.8	有分別と説かる五識には余の二計度、隨念の二分別有らず,	有分別と説かる。他の二はなし 〔と〕は、計度と隨念との〔二〕分別はこれら〔五識身〕には無し〔となり〕。
p. 103 1.10	是の故に眼等は心心所に攝して依処の性とせらる〔と〕説く,	是の故に「それら〔眼界等〕は心・心所によりて依処の体として攝持せられてあり」と言わるるなり。
p. 105 1.9	とあれば、如実に唯だ	とあるが如く、全くその如くに諸

事を取り

の実物を把握して

チベット訳は “ṣes gsuṇs-pa sgra ji-bṣin kho-nar” [と説かれた語と全く同様に] と訳しているから、こここの “iti” は理由を表わす “iti” ではない。

p. 105 1.10 識界のみを取るが故に、此の中識界に依止する心所を取らざる失あり

識界のみが説かれてあるが故に、其〔の識界〕を所依とする諸の心所は含まれず、という過失に墮す。

前項で「把握」と訳した語と、いまこの項で「説かれ」と訳した語と、「含まれ」と訳した語と、これら三語は同じ *grah* という語であるが、チベット訳は順次に “gzuṇ-gi” “smos-pa” “bsdus-par” というように、異った語で訳しているから、それぞれ意味が違うと見なくてはならない。

p. 106 1.11 外は四界なり

外なる四種の界

p. 107 1.6 身等の識生ずるが故なり、

身識等が生ぜざるが故なり。

p. 107 1.12 木片

木片等

p. 108 1.14 五は内なり

内の五なり

p. 108 1.18 異熟所生と所長養との等流は

それら〔等流性にてあるところのもの〕は

p. 109 1.17 非梵行に由て身の増益あるも、梵行に由て身の増益あるに非ず、

非梵行に由りては身体が損減さるるも、これに反して梵行に由りては身体が損減さることにはならず。

p. 110 1.6 眼根等

眼根

p. 111 1.6 根を離れたるも等流なるあり

根を離れてあるものにも亦等流性あり

p. 111 1.9~10 一刹那は非等流なりとは、一刹那は同類因より起れるに非ざるものなり、

一刹那にして非等流性なりとは、一刹那にありて、同類因より起れるものに非ず。

p. 113 1.7 彼は先に善か染汚の〔眼識〕を中有の結生の時に於て必ず成就せるが故なり。所以は、今言ふ所の位は損傷せられたる位を顯

何となれば、この者は以前に中有の結生のとき、善と染汚との過去・未来の〔眼識界〕を已に成就せるが故なり。蓋し、此〔の分位〕は特定

す。已に得了れるものを当來に得べき位〔を願す〕に非ざればなり。

の分位に関して〔説かれたる〕にして、已に〔眼識界を〕獲たる者が〔未来にも更に〕獲るならん分位に〔関して〕には非ず。

この文章の後半の梵文とチベット訳は次の通りである。“viprakṛtāvasthā hy eṣā ’dhi-kriyate na pratilabdhat-pratilapsyamānāvasthā.” “ḥdi ni gnas-skabs khyad-par-can-gyi dbaṇ-du bya-ba yin-gyi thob-pa daṇ ldan-pa tkob-paḥi gnas-skabs ni ma yin-no.” なおここに「染汚」(kliṣṭa) という中には、有覆無記は含まないのであろう。無記の法については、法前得も法後得もないからである。

p. 115 l. 17 眼識現起するなり。

眼識を現起しておらざるときなり。

p. 117 l. 4~5 恒に彼等は即ち彼等にして

それら〔六識〕は依然としてそれら〔六識〕なれば

p. 118 l. 10 非同分

彼同分

p. 118 l. 12 [今説ける所は] 謂く
「若し自業を作せば彼は同分なり」
と

「自業をなすものは同分なり」と
説かれてあることになるとは、

p. 121 l. 10 隨得並に隨相を攝す。

諸の隨得と及び其〔の諸の得と隨得と〕の〔四〕相とが攝せらる。

p. 121 l. 16 するが故なりとは、

するが故なりと。

p. 124 l. 15 と云ふ義なり、然る
に無雲の

然るに無雲の

p. 125 l. 4 眼根は見るべし、

見るべし〔と〕は、眼根が〔見るべし〕にして、

p. 125 l. 14 識も亦不生なり、所依と與に一境に転ずるものなるが故に、識の用無かるべし、

識も亦所依〔の根〕と俱に一境に転ずるが故に生ぜざるが理に応ず、
〔すなわち〕識の作用はなきなり。

p. 126 l. 11~12 生ぜざるが故に被障物を見ざるなり、

されば、生ぜざるが故に覆われた
る〔色〕を見ざるなりとは、

「されば」と訳したのは“iti”の訳であって、これは俱含論の文章である。

p. 127 1.4 眼所識の色は可愛なり
と説けりとは,

p. 127 1.16 是の如く見るを本性
とすと説かれたる此の慧は何なる
か,

p. 128 1.1 「彼を是の如く知れ,
是の如く見よ」

梵文とチベット訳は次の如くであって、ここの文章は現在分詞の絶対於格である。“ta-syaivam jānata evam paśyata iti” “de-ltar śes śiñ de-ltar mthon-ba de śes-”

p. 128 1.2~3 諸の見さす性質の
ものに見〔と云ふこと〕が適當なり
と云ふ趣意なり。

p. 128 1.17 諸の言説を有せる物
に由て、世の中に於て、言説の義を
完くするがために、

p. 130 1.2~4 此は決定せず、二
を開けば見ること更に分明なりと
は、隨一が変異せざるが故なりと説
けるなり。開けるか半ば閉ぢたる眼
の隨一が変異するが故に〔とは〕、
両者の一が若し変異するならば、若
し開ける眼を半ば開き、………

“uktam bhavati” [説けるなり；説かれてあるものなり] は、チベット訳によれば前
にかかるのであって、後にかかるのではない。従ってその直前の“iti”は「とは」ではなく
て、「と」である。次の“naikatarānyathibhāvād iti”をチベット訳は“gañ-yañ-
ruñ-ba-śig gṣan-du-gyur-na-ni ma-yin-no śes-bya-ba-ni”と訳しているから、これは俱

眼所識の可樂なる色と説かれてあ
り。

かくの如く説かれたるところのこ
の慧とは何なるか。見を自性とする
ものなり。

「彼がかくの如く知りつつあり,
かくの如く見つつあるとき」

了得せしめる性能を有せば、その
者に見〔の所作〕あり、ということ
は理に応ず、という意趣なり。

世間一般の言い慣わしを形成して
いる一要素なるその対象体につい
て、この世において、世間一般の言
い慣わしの意味するものを完成せん
がために、

これについては決定なし〔と〕は、
両〔眼〕を開くときは見ること更に
明淨なりと説かれてあるものなり。
何れか一が変異せば爾らずとは、開
眼せると半ば閉眼せるとの〔両〕眼
の中の、何れか一が変異せば、な
り。両者の中の何れか一がもし変異
するならば、〔すなわち〕もし開眼
せるものを半ば閉眼し………

舍論の文章で、その中の“na”は次の“anyathibhāva”を否定するのではない。

p. 130 1.3 或は半ば閉づるならば

或は全く閉眼するならば,

梵文 “kriyet sarvonnimitāñ vā” の訳であって、チベット訳は “ḥam thams-cad phye-ba byas-na” と訳している。

p. 130 1.6~7 色は方処に住するものなるが故に、所依断たるるときは断たるる如く、是の如く、識は〔断たれ〕ず、所以は、識は方処に住せざればなり。

「所依が分かれてあれば」と訳した梵文は “āśrayavicchedāt” であって、チベット訳は “rten rnam-par chad-pa” と訳している。「分断」の意味であるから、「分」の方に重点をおいて訳しても、「断」の方に重点をおいて訳しても、どちらでもよいと思われる。

p. 131 1.15 固体にのみ合ふと云ふことを建立す、非固体に非ず、意は境に合せざるものなれば尋思せず。

p. 132 1.5 所以は、若し触るるならば、手で手を拊つとき相様すべし、

p. 132 1.8 中間に在らぬと云ふこと

色は方処に住するが故に、所依が分かれてあれば〔色も〕分かれてあれども、識については爾らず。何となれば、識は方処に住せるものに非ざればなり。

〔境が根に〕至るということは、固定形なるものについてのみある、と建立せられて、固定形に非ざるものについては〔建立せられ〕ざれば、「意は不至の境〔を取るもの〕なり」ということは、伺察せられざるなり。

蓋し、もし相い触るるならば、手をもって手を撃つとき、相い様すべし、

中間になきが故に、

梵文の “iti” をチベット訳は “med-pas” と訳して、理由の意味に理解している。

p. 133 1.3~4 行くことからと云ふ言を補ふべし

「運動することを有する〔極微〕の」〔運動することが〕というのが、〔ここにおける〕言〔外〕の余〔意〕なり。

梵文 “gatimata iti” の “gatimataḥ” は所有格であるが、チベット訳ではそれが明か

でない。しかし “hgro-ba dañ ldan-pa šes-bya-ba” というように所有を表わす “-mat” ははっきりと訳している。「行くこと」では、「補ふべし」ということが意味をなさないことになる。「行くことから」と訳したのは、“gatima-tah” と見たのであろうが、明かに誤りである。

p. 133 1.10 方分の別は唯だ昭合
せる色にのみ適応すればなり，

梵文 “kalpyate” には「適応する」という意味もあるが、チベット訳 “yin-par rtog-go” に拠って上の如く訳した。

p134. 1.5 ; I.5 鼻額

p. 134 1.6~7 キラ (kila) の声
は伝説を示す義なり，

梵文の “āgama-sūcana” を、チベット訳では “luñ yin-par bstan-pa” 【阿含なりと示す】と訳しているから、こここの “āgama” は「阿含」「聖教」の意味であって、「伝説」の意味ではない。“kila” という語は俱舍論では「伝説」を示すのに用いるのが普通であるが、ここだけは例外である。そのことは国訳の脚註にも注意されている。

p. 135 1.4 非相応なる無為等なり

p. 135 1.5~6 「若し是れ耳識の所依の性に由て【所依】にして亦た是れ等無間縁の所依の性に由【て所依な】るものは、耳識に対して」とて

p. 135 1.8~9 若し是れ意識の所依の性に由て【所依】にして亦た是れ等無間縁の性に由【て所依な】るものは、意識に対して、順前句
〔答〕なり，

p. 135 1.14~17 彼の変に由て變
あるものなるが故なり

云々、彼等眼等の変ずることが彼の変なり、彼の変に由ての変が彼の変の変なり、此の変が彼等に属すと云ふが彼の変に由て變あるもの、諸

方分の別は聚色にのみあり、と思
考せらるればなり。

鼻額

キラ (kila) の語は、聖教 [の説]
なりと示すためなり。

不相応〔法〕と無為等なり。

耳識の所依の性としてあるところ
のものは、其〔の耳識〕の等無間縁
の性としても亦ありや、といえば，

意識の所依の性としてあるところ
のものは、其〔の意識〕の等無間縁
の性としても亦ありや、といえば，
順前句〔答〕なり。

それらの変異によりて変異するこ
との故に

云々とは、それら眼等の変異がそ
れらの変異にして、それらの変異に
よるが故に変異するのが、それらの
変異によりて変異する、なり。これ

の識なり，此の状態が彼の変に由て
変あるものなるなり，此の故なり
〔が，彼の変に由て変あるものなる
が故なり〕なり，唯だ………

p. 136 1.6 全く艱難して生ぜざれ
ばなり，然るに捨てられざる色が増
益せられ，而して眼が黄疸病………

梵文の “aparityakte” [捨てられざる] は，チベット訳では「眼」にかかる語であつて，「色」にかかる語とはしていない。すなわち次の通りである。“mig ni yonṣ-su-ma-spaṇs la” [眼が全く捨てられてはいなくて]

p. 136 1.8 老衰

チベット訳では「考衰」(jarā) が「塵埃」(rajas; rdul) になっている。

p. 136 1.9 屍があるならば，

p. 137 1.1 彼の鼓と麦とは不共の
ものなるが故なり，世間に鼓声，麦
芽と説けども，

p. 137 1.4 更に又，眼と同じく識
は両ら有情数のものなるが故なり，

チベット訳は次の如くである。“gṣan-yaṇ gñi-ga sems-can-du bgraṇ-ba yin-paḥi-phyr mig-gi rnam-par-śes-pa yin-te” [更にまた，両方とも有情数であるから，眼識である。] 従って梵文の “cakṣur iva vijñānaṁ” は “cakṣur-iva-vijñānaṁ” というよう
に一つの合成語にして，この場合の “iva” は単に意味を強めるために用いられたものと
見るべきであろう。

p. 138 1.12 眼を所依とする眼識
には，

ら [眼識等] には彼 [の変異] ある
が故に，〔眼等の〕諸識はそれらの
変異による変異を有するものなり。
そのことが，それら変異により変
異することにして，其 [のこと] の
故に，唯だ………

艱難して生ずるには非ざればな
り。然るに色が損益せられてあると
きも，眼が全く捨てられてはなくて，
黄疸の病気………

たとい屍の色が昧鈍なりとも，
例えば，世間においても，不共なる
が故にそれら鼓と麦とより見て，鼓
声・麦芽というように説示がなされ
て，

更にまた [眼も識も] 両方ともに
有情数なるが故に，眼識にてこそあ
れ。

眼を所依とする初静慮地に属する
眼識には，

p. 140 1.8 初静慮地 より 乃至有頂地より

初静慮地に属する乃至有頂地に属する〔意の無間に〕

p. 142 1.7 身名

自名

p. 142 1.8 一分に過ぎずとは、
梵文の“iti”をチベット訳は理由を表わすものと見ている。

〔追 加〕

p. 94 1.8 界なりと頗す、

〔余の〕界は、 というように係るなり。

p. 100 1.2~4 此の中〔尋と伺とを〕取る失ありとて此二を除く、

それら「二」が此処〔なる有尋有伺等の諸法中〕に含まるることは過失に墮することになるが故に、 除かるなり。

(本学教授、仏教学)